

令和2年度 第2回石川県国民健康保険運営協議会 議事要旨

- 日時： 令和2年11月24日(火) 18時00分～
- 場所： 石川県庁行政庁舎11階1109会議室
- 出席委員： 11名
 - 【被保険者代表】
池島委員、亀田委員、坂下委員
 - 【保険医又は保険薬剤師代表】
千田委員、橋本委員、牧本委員
 - 【公益代表】
石田委員、中村委員、森河委員
 - 【被用者保険等保険者代表】
田中委員、梨野委員
- 事務局： 北野健康福祉部長、高橋医療対策課長
他10名

1. あいさつ (北野健康福祉部長)

2. 議事

① 説明事項

<事務局>

- ・ 資料1により「国民健康保険の現状について」を説明
- ・ 資料2により「令和2年度石川県国保ヘルスアップ支援事業について」を説明

② 質疑

- ・ 法定外繰入について

<委員>

法定外繰入の改善は、計画どおり進んでいると思うので、引き続き、市町の状況を見ていただくようお願いしたい。

<事務局>

法定外繰入について、国では、決算補填等目的の法定外繰入及び繰上充用金の新規増加分との合算額を削減・解消すべき赤字と定義しており、それぞれの市町の実情に応じて計画的・段階的な削減・解消に努めることとしている。本県では、現在のところ、2市町において赤字削減・解消計画を作成しており、いずれも令和5年度までに赤字を解消する計画となっている。

それぞれの市町では、保険料の急激な上昇により、被保険者への負担が増大しないよう、計画的、段階的に赤字削減・解消に取り組んでおり、現在のところ、2市町とも、計画に従い、順調に赤字の削減を図られているところである。県としても、今後も市町の赤字削減・解消の取り組みについて、適切に指導・助言して参りたい。

・かかりつけ医との連携による特定健診受診率向上対策について

<委員>

ヘルスアップ支援事業の、かかりつけ医との連携による特定健診受診率の向上対策において、今は国保のみだが、県内被用者保険も見た形になれば、県内の受診率が向上することも考えられる。現状、どのくらいの成果が上がっているのか。

<事務局>

国保において特定健診、検査の受診率が他の保険者に比べて低いということから、平成30年度より医療体制を構築し、昨年度に実際のデータの受領を開始している。昨年10月から実施し、2月頃にどういった課題があるか等、医師会とも協力しながら検証し、本年度10月から今やっているところ。昨年は、約1,500件程度の受領が発生した。その中の課題を追求しながら、国保の中でまずやっていきたいと思っている。

・保険料水準統一による保健事業のインセンティブについて

<委員>

市町が保健事業を一生懸命やるのは、自分の市町の国保の保険料の伸びを

抑えるということに繋がるからかと思う。ところが最終的に、運営協議会でも議論しているが、県内で標準的な保険料を目指すということになると、今ヘルスアップ事業でやっているような、各市町村がインセンティブを持って保険料を意識しながら活動することが、最終的には損なわれるのではないか。

<事務局>

まず運営方針の中で、現時点の改正案の中でまだ保険料の統一というところまでは明記していない。そこを前提として、確かに、保険料が統一されたら、それぞれのインセンティブが働かないのではないかというところもあるが、そもそもインセンティブだけではなく各市町においては、市民住民の方に健康になっていただくという目標がある。市町の方は、インセンティブだけでなく、そういった観点が先にあるということで、取り組んでいただくと考えている。

③ 説明事項

<事務局>

- ・ 資料3により「石川県国民健康保険運営方針（案）に対する意見と県の考え方」を説明
- ・ 資料4により「石川県国民健康保険運営方針（案）」を説明
- ・ 資料5により「令和3年度の国民健康保険事業費納付金算定について（今後のスケジュール等）」を説明

④ 質疑

- ・ 新型コロナウイルス感染症による傷病手当金と保険料減免の実績について

<委員>

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金と保険料減免の実績について聞きたい。

<事務局>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国保の運営において、国から特別な対応が示されたことを受け、現在、県内全市町において、傷病手当金の支給や保険料の減免が行われている。

傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症への感染、またはその疑いにより、労務に服することができなくなった被用者に対して支給されるものであるが、令和2年10月末現在において、2市町、4人に対して、合計約52万円支給されている。また、感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者に対して行う保険料の減免について、令和2年10月末時点で、全19市町の延べ、1,779世帯に対して約2億4,000万円の減免がされたところである。

・保険料賦課方式（資産割）について

<委員>

保険料賦課方式で、まだ4方式を採用している市町があるが、資産割は今後なくなっていくと解釈していいか。

<事務局>

国民健康保険料の賦課方式は、国保制度改革を機に、資産割を廃止し、3方式に移行した市町が多く、令和2年度においては、17市町において算定方式が3方式に統一されてきている。残る2市町については、算定方式を見直し、3方式に変更する方向で検討していると聞いている。今後すべての市町で資産割が廃止され、国保運営方針で示す標準的な算定方式に統一される見込み。

・繰越金が生じた場合のルールについて

<委員>

今年度は19億円の繰越が生じるという話があったが、繰越の扱いは、運営方針に決め方のルールは書いてあるか。また、今年度の繰越について、今年度特殊な事情で生じたものということであれば、生じた要因が、使い道に影響を与えてくるのか。

<事務局>

使用の仕方のルールは、運営方針には特に定められていない。要因としては、収入となる国費等や支出の医療給付の実績については、あくまでも見込みの段階で作成していることから、若干差が生じた結果となっている。

特に繰越額の発生の元によって使い道が変わるということではなく、来年

度の納付金をどのように算定していくかを考えた上で、繰越額を充当した方がいいかを市町と協議しながら決めていくので、その年その年に応じてしっかりと市町と協議させていただくこととなる。

⑤ 答申案

<会長>

当運営協議会といたしまして、答申のとりまとめをさせていただきたいと思えます。委員の皆様、今ほど答申案が配布されましたが、こちらの内容でよろしいでしょうか。

→ 異議なし

答申案を読み上げさせていただきます。

石川県知事 谷本正憲様 石川県国民健康保険運営協議会会長 石田道彦
国民健康保険事業の運営に関する事項について（答申）令和2年8月31日
付け諮問医第1791号により諮問のあった事項については、下記のとおり
答申します。なお、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、引き続き市
町との連携を図る等、適切な対応をされたい。「諮問1 石川県国民健康保険
運営方針の作成に関する事」、「諮問2 国民健康保険事業費納付金の徴収
に関する事」、石川県国民健康保険運営方針（案）のとおりとする

以上でございます。

3. 閉会